

自主管理優先物質について

川崎市自主管理優先物質の選定等に関する要綱第4条第1項の規定により、排出管理物質を下表のとおり選定する。

表 排出管理物質

物質名	選定日
アクリル酸及びその水溶性塩 エチレンオキシド 1, 2-エポキシプロパン クロム及び三価クロム化合物 四塩化炭素 ナフタレン	令和5年1月4日